

（第十一条関係）

改 正 案

現 行

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会福祉施設及び特定社会福祉事業を經營する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員及び特定社会福祉事業に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 三 (略)

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設

五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮

六 (略)

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をい

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会福祉施設及び特定社会福祉事業を經營する社会福祉法人その他の者の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員及び特定社会福祉事業に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 三 (略)

四 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十七条第一項の規定による届出がなされ、又は同条第二項の規定による許可を受けた身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）にいう身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設

五 社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出がなされ、又は同条第二項の規定による許可を受けた知的障害者福祉法（昭和三十三年法律第三十七号）にいう知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮

六 (略)

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をい

う。

一〇三 (略)

四 知的障害者福祉法第十八条の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者居宅介護等事業及び知的障害者地域生活援助事業

五 (略)

3 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）に申し出たものであるであつて第四条の二第一項の規定により事業団が承諾したものをいう。

4 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特定社会福祉事業を経営する社会福祉法人をいう。

5 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書において同じ。）を除く。

6 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

7 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより事業団に掛金を納付することを約し、事業団が

う。

一〇三 (略)

四 知的障害者福祉法第十八条第一項の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者居宅介護等事業及び社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出がなされた知的障害者福祉法にいう知的障害者地域生活援助事業

五 (略)

3 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設及び特定社会福祉事業を経営する社会福祉法人その他の者で、国及び地方公共団体以外のものをいう。

4 この法律において「職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業（以下「社会福祉施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。）を除く。

5 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という

、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

8 (略)

9 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

10 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

11 申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(契約の締結)

第三条 事業団は、次に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 契約の申込者が第六条第二項第二号又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除され、その解除の日から起算して六月を経過しない者であるとき。

。に掛金を納付することを約し、事業団が、その経営者の使用する職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

6 (略)

7 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される職員をいう。

8 社会福祉施設等の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に使用されていた職員で引き続き変更後の経営者に使用されるに至つたものは、変更前の経営者に使用される職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(契約の締結)

第三条 事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 契約の申込者が第六条第二項第二号又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除され、その解除の日から起算して六箇月を経過しない者であるとき。

二 契約の申込者が共済契約者であつたことがある者である場合において、その者につき、納付期限を超えてまだ納付されていない掛金（割増金を含む。）があるとき。

三 契約の申込者に使用されている社会福祉施設等職員につき、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の規定による退職金共済契約が締結されているとき。

四（略）

（申出の承諾等）

第四条の二 事業団は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一 当該申出をした共済契約者につき、納付期限を超えてまだ納付されていない掛金（割増金を含む。）があるとき。

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める正当な理由があるとき。

2 事業団が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 事業団が第一項の規定による承諾をしたときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知しなければならない。

（契約の解除）

第六条（略）

2（略）

3 事業団は、共済契約者が第二十八条第一号若しくは第二号の違反行為をしたとき、又は共済契約者の代表者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該共済契約者の業務に関して、同条第三号の違

二 契約の申込者が共済契約者であつたことがある者である場合において、その者につき、納付期限をこえてまだ納付されていない掛金（割増金を含む。）があるとき。

三 契約の申込者に使用されている職員につき、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の規定による退職金共済契約が締結されているとき。

四（略）

（契約の解除）

第六条（略）

2（略）

3 事業団は、共済契約者が第二十八条第一号若しくは第二号の違反行為をしたとき、又は共済契約者（共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。）若しくはその代理人、使用人その他の従業者

反行為をしたときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

4 6 (略)

(金額)

第八条 退職した者の被共済職員期間が一年以上十年以下である場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 被共済職員期間が一年以上五年以下の者 百分の六十
- 二 被共済職員期間が六年以上十年以下の者 百分の七十五

2 退職した者の被共済職員期間が十一年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、前項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の八十八
- 二 十一年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の八十八

3 退職した者の被共済職員期間が二十年以上である場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百二十
- 三 二十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

が、当該共済契約者の業務に関して、同条第三号の違反行為をしたときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

4 6 (略)

(金額)

第八条 退職した者の被共済職員期間が十年をこえない場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、被共済職員期間が五年をこえない者にあつては百分の六十を、被共済職員期間が五年をこえない者にあつては百分の七十五を乗じて得た額とする。

2 退職した者の被共済職員期間が十年をこえず、かつ、その退職が自己の都合によらないものである場合における退職手当金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額とする。

3 退職した者の被共済職員期間が十年をこえる場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 十年までの期間については、一年につき百分の百二十
- 二 十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百二十
- 三 二十年をこえる期間については、一年につき百分の百二十

第九条 退職した者の被共済職員期間が二十五年以上である場合（次項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五  
二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百二十七・五

三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十五

2 退職した者が業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の障害の状態になったことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百五十

第九条の二 前二条の規定により計算した退職手当金の額が、第八条第一項の規定に基づく政令で定める額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職

第九条 退職した者の被共済職員期間が二十五年以上である場合（次項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十年までの期間については、一年につき百分の百二十五  
二 十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百三十七・五

三 二十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百五十

四 三十年をこえる期間については、一年につき百分の百三十七・五

2 退職した者が業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の障害の状態になったことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十年までの期間については、一年につき百分の百五十

二 十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百八十

四 三十年をこえる期間については、一年につき百分の百六十五

手当金の額とする。

(被共済職員期間の計算)

第十一条 (略)

2 前項の場合において、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうちに、その者が当該共済契約対象施設等の業務に従事した日数が十日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。

3 被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該共済契約対象施設等の業務に従事しなかつた期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号に規定する介護休業により当該業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）及び出産後八週間において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。

4 被共済職員が次に掲げる休業により当該共済契約対象施設等の業務に従事しなかつた場合には、前二項の規定にかかわらず、当該業務に従事しなくなつた日の属する月から当該業務に従事することとなつた日の属する月までの間の月数の二分の一に相当する月数は、被共済職員期間に算入する。ただし、当該業務に従事しなくなつた日又は当該業務に従事することとなつた日の属する月が前三項の規定により被共済職員期間に算入されるときは、その月については、この限りでない。

一・二 (略)

5・6 (略)

(被共済職員期間の計算)

第十一条 (略)

2 前項の場合において、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうちに、その者が当該社会福祉施設等の業務に従事した日数が十日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。

3 被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設等の業務に従事しなかつた期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号に規定する介護休業により当該業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）及び出産後八週間において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。

4 被共済職員が次に掲げる休業により当該社会福祉施設等の業務に従事しなかつた場合には、前二項の規定にかかわらず、当該業務に従事しなくなつた日の属する月から当該業務に従事することとなつた日の属する月までの間の月数の二分の一に相当する月数は、被共済職員期間に算入する。ただし、当該業務に従事しなくなつた日又は当該業務に従事することとなつた日の属する月が前三項の規定により被共済職員期間に算入されるときは、その月については、この限りでない。

一・二 (略)

5・6 (略)

7 引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の経営する共済契約対象施設等以外の施設又は事業の業務に常時従事することを要するものとなつたことその他これに準ずる理由として政令で定める理由により退職した場合において、その者が、退職した日から起算して五年以内に、退職手当金を請求しないで再び当該共済契約者に係る被共済職員となつたときは、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

8 (略)

(掛金の納付)

第十五条 (略)

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、次に掲げる掛金(一)に、それぞれ政令で定める。

- 一 社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る。)に係る掛金
- 二 申出施設等職員に係る掛金

3 前項に規定する掛金の額は、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業団に対し、次に掲げる経費を補助することができる。

- 一 被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額(以下「補助金算定対象額」という。)の三分の一以内

二 (略)

7 引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の経営する社会福祉施設等以外の施設又は事業の業務に常時従事することを要するものとなつたことにより退職した場合において、その者が、退職した日から起算して五年以内に、退職手当金を請求しないで再び当該共済契約者の経営する社会福祉施設等に係る職員となつたときは、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

8 (略)

(掛金の納付)

第十五条 (略)

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、政令で定める。

- 一 退職手当金の支給に要する費用の三分の一以内

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業団に対し、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

- 一 退職手当金の支給に要する費用の三分の一以内

二 (略)



(都道府県の補助)

第十九条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団に対し、補助金算定対象額の一部を補助することができる。

(立入検査)

第二十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、経営者の経営する共済契約対象施設等に係る施設若しくは事業所又は経営者の事務所に立ち入つて、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類を検査させることができる。

2・3 (略)

第二十九条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 (略)

(長期勤続者等に対する退職手当金に係る特例)

2 当分の間、被共済職員期間が二十年以上三十五年以下である者で第九條第二項に規定する理由により退職をしたものに対する退職手当金の額は、第九條の二の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

3 当分の間、被共済職員期間が三十五年を超える者で第九條第二項に規定する理由により退職をしたものに対する退職手当金の額は、その者の被共済職員期間を三十五年として前項の規定の例により計算して

(都道府県の補助)

第十九条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団に対し、退職手当金の支給に要する費用の一部を補助することができる。

(立入検査)

第二十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、社会福祉施設又は経営者の事務所に立ち入つて、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類を検査させることができる。

2・3 (略)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 (略)

(厚生省設置法の一部改正)

2 (略)

(社会福祉事業振興会法の一部改正)

3 (略)

得られる額とする。